

職員の懲戒処分について

令和 8 年 3 月 23 日に行った職員の処分につきまして報告いたします。

1 職員の処分

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「美里町職員の懲戒処分指針」に基づき公表します。

被処分者の属する課名	建設課
被 処 分 者 の 職 名	主任
被 処 分 者 の 年 齢	30 代
非 違 行 為 の 内 容	無免許運転及び不正受給
被 処 分 内 容	停職 5 月
処 分 年 月 日	令和 8 年 3 月 23 日

2 事実の概要

被処分者は、令和 7 年 9 月 25 日、休憩時間中に自家用車で一時帰宅しようとした際、一時不停止で警察に検挙された。その際、自動車運転免許の有効期間が満了し、免許が失効していたことが判明。令和 5 年 6 月 3 日から令和 7 年 9 月 25 日までの間、自家用車で計 518 日間通勤し、また、公用車を計 94 回にわたり無免許運転していたもの。

さらに、調査過程で、実際には令和 5 年 4 月に賃貸アパートを退去していたにも関わらず、5 月まで居住していたとして虚偽の申請を行い、住居手当 24,500 円を不適正に受給していたことが判明した。

このことは、地方公務員法第 32 条「法令等に従う義務」及び同法第 33 条「信用失墜行為の禁止」に違反する行為であり、同法第 29 条第 1 項第 1 号「この法律に違反した場合」及び同条同項第 3 号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当するため、当町の処分基準に照らし、停職処分を行うものです。

3 町長より

この度の事案につきましては、法令遵守すべき公務員にとってその信頼を損ねることであり、町民の皆様には深くお詫び申し上げます。二度とこのような事が起きぬよう綱紀粛正を図り、町政の信頼回復に取り組んでまいります。